

令和5年度大阪地方最低賃金審議会

第356回総会 会議次第

令和5年8月23日（水） 午前10時  
（大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室）

1 開 会

2 議 事

（1）大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

（2）その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会

第 356 回総会

資 料 目 次

大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出書

資料 1 全大阪労働組合総連合（大阪労連）

資料 2 一般社団法人大阪タクシー協会

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子 殿

大 阪 労 働 局  
局長 木原 亜紀生 殿

|     |   |
|-----|---|
| 資 料 | 1 |
|-----|---|

2023年8月21日

## 大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

2023年8月7日付「大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申し出を行い、再調査・審議を求めます。

1. 大阪地方最低賃金額を（41円引き上げ、1,064円とする）とした答申については不服です。再審議を求めると共に、最低賃金を月額・日額表示も行き、大阪地方最低賃金を時間額1,500円、日額12,000円、月額24万円に引き上げること。全国一律最低賃金制度を確立すること。
2. 最低賃金の引き上げにあたって、中小零細企業に対する支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させるよう意見を送付すること。
3. 再調査と異議に関する審議会、専門部会を公開の場で審議すること。また、意見陳述の機会を保障すること。

### 異議申出書

~~42~~  
~~43~~ 団体 (2023年8月21日提出)

〒530-0034

大阪府大阪市北区錦町 2-2 国労大阪会館 1F

全大阪労働組合総連合（大阪労連）

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子殿

大阪労働局  
局長 木原 亜紀生 殿

2023年8月21日

## 大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

2023年8月7日付「大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申し出を行い、再調査・審議を求めます。

1. 大阪地方最低賃金額を（41円引き上げ、1,064円とする）とした答申については不服です。再審議を求めると共に、最低賃金を月額・日額表示も行き、大阪地方最低賃金を時間額1,500円、日額12,000円、月額24万円に引き上げること。全国一律最低賃金制度を確立すること。
2. 最低賃金の引き上げにあたって、中小零細企業に対する支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させるよう意見を送付すること。
3. 再調査と異議に関する審議会、専門部会を公開の場で審議すること。また、意見陳述の機会を保障すること。

### 個人異議申出書



## 74 通 (2023年8月21日提出)

〒530-0034

大阪府大阪市北区錦町 2-2 国労大阪会館 1F

全大阪労働組合総連合（大阪労連）

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子 殿  
大阪労働局  
局長 木原 亜紀生 殿

## 大阪地方最低賃金の改正決定に関する 異議申出書



大阪自治体労働組合総連合 他 計56団体

2023年8月21日

大阪自治体労働組合総連合

労務第 20 号  
令和5年8月18日

大阪地方最低賃金審議会会長 衣笠 葉子 殿  
大阪労働局長 木原 亜紀生 殿

一般社団法人大阪タクシー協会  
会長 坂本 栄二

地域別最低賃金額改定決定に対する異議申出書

謹啓 平素は何かとご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪地方最低賃金審議会は、8月7日貴職に対し、大阪府を適用地域とする最低賃金額を、41円引上げて、時間額1,064円とする答申を行いました。

貴局は、22日までに異議の申出がない場合は、答申どおり改正決定を行うと発表されております。

このたびの地域別最低賃金額の改定は、最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）で規定している事業の賃金支払能力を全く無視したもので誠に遺憾と言わざるを得ません。

大阪のタクシー業界では、意見書でも申し上げたとおり、令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、特に中小企業においてはあらゆる分野において影響を及ぼし、タクシー事業におきましても経営状況の悪化は極めて深刻な状況であるとともに、併せて、昨今の燃料価格の高騰などに伴い、タクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いており、一部の事業者では、この間でタクシー事業を廃業したところもあり、今後とも厳しい経営環境が続くものと考えております。

最低賃金額が大幅に引き上げられることになりますと、多くの事業者で事業継続が困難になり、ますます廃業などを余儀なくされることが想定されます。

こうした状況の中においても、運転者の雇用を維持・確保するとともに、国民生活や経済活動の根幹である公共交通機関としての社会的責任の観点から事業継続に努力を続けております。

貴職におかれましては大阪のタクシー業界の現状をご理解いただき、このたびの最低賃金の改定について、再考いただきますよう強く要望し、最低賃金法第12条の規定に基づき異議の申出を行いますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹白



令和5年8月7日

大阪労働局長  
木原 亜紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会 長 衣笠 葉子

大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和5年7月4日付け大労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、公労使代表委員が「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という三要素を踏まえて審議を行った。大阪の状況を概観するとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（同日閣議決定）に配意し、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察（オンライン）等の結果を参考に、同部会において、慎重に審議を重ねたが、改正最低賃金額及び効力発生の日については労使の意見の一致に至らず、公益委員見解をもって、別紙のとおりとする結論に達したのでここに答申する。

（公益委員見解）

公益委員は、本年度の大阪府最低賃金の改正金額を検討するにあたり、緩やかに景気は回復しているものの、円安傾向、原材料費高騰が続き、特に中小企業・小規模事業者の価格転嫁がいまだ不十分な状況を踏まえつつ、労働者の生活の安定を図ること、とりわけ、最低賃金近傍で働く多くの女性及び有期雇用・短時間労働者等の処遇を改善し、最低賃金引上げの効果を広く波及させることに留意して、三要素につき特に次の点を注視した。

労働者の生計費については、消費者物価指数が高い水準で推移していること、勤労者世帯の消費支出が上昇していること、労働者の賃金については、実態調査等各種統計資料に基づく賃金上昇率が前年を上回ること、春季賃上げ妥結状況における上昇率が高い水準となったこと、通常の事業の賃金支払能力については、企業物価指数が

引き続き高い水準であること、中小企業の業況判断は昨年から改善がみられるもののマイナス圏での推移であること、以上を総合的に勘案し改正金額に係る公益委員見解を導いた。

効力発生の日については、改正最低賃金額の効果を速やかに波及させるために、令和5年10月1日とした。

なお、今回の答申にあたっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が労使共通の認識であり、「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、大阪府最低賃金の改正がエネルギー価格や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境、とりわけ、労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、生産性向上に向けた設備投資の更なる支援や取引条件の改善等以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

#### (政府への要望)

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、生産性向上のための事業再構築補助金等の施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、直接的な新たな支援策を実施すること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、特に、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、控除額を翌年へ繰り越す等税制を含めて更なる政策を検討すること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備のため、政府主導で実効性のある取組を行うこと
- ⑤ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

#### (大阪労働局への要望)

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体

- となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること
- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して取組強化を要請すること
  - ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
  - ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
  - ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

大 阪 府 最 低 賃 金

- 1 適用する地域  
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,064 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和5年10月1日